

附属書四（第六章関係） 第六十一条に関する分野別附属書

電気製品に関する分野別附属書

第一部 適用範囲

- 1 この分野別附属書は、第二部第一節に特定する各締約国の関係法令及び運用規則に定める電気製品であつて、当該締約国において適合性評価機関が実施する適合性評価手続の対象となるすべてのものに関する適合性評価手続について適用する。
- 2 この分野別附属書の適用上、登録基準は、国際標準化機構及び国際電気標準会議が定める製品の認証を行う適合性評価機関のための基準に適合するものでなければならない。
- 3 第二部にいう「改正」には、次の事項を含むことが了解される。
 - (a) 締約国が第二部に掲げる自国の関係法令又は運用規則の全部又は一部を変更すること。この場合において、題名が変更されたか否かを問わない。
 - (b) 締約国が第二部に掲げる自国の関係法令又は運用規則を廃止し、当該関係法令又は運用規則に代わる

新たな法令又は運用規則を制定すること。この場合において、題名が変更されたか否かを問わない。

(c) 締約国が第二部に掲げる自国の関係法令又は運用規則の全部又は関連部分を他の法令又は運用規則に組み込むこと。

第二部 関係法令及び運用規則並びに登録当局

第一節 電気製品を定める関係法令及び運用規則

<p>日 本 国</p>	<p>フィリピン</p>
<p>一 電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）及びその改正</p> <p>二 電気用品安全法施行令（昭和三十七年政令第三百二十四号）及びその改正</p>	<p>一 フィリピン標準化法（共和国法第四千九百九号）及びその改正</p> <p>二 フィリピン消費者法（共和国法第七千三百九十四号）及びその改正</p> <p>三 フィリピン製品認証制度に関する省令千九百九十七年第一集及びその改正</p>

	<p>四 輸入商品許可制度に関する省令二千一年第五集及びその改正</p>
--	--------------------------------------

第二節 技術上の要件及び適合性評価手続を定める関係法令及び運用規則

<p>日 本 国</p>	<p>フィリピン</p>
<p>一 電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）及びその改正</p> <p>二 電気用品安全法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第八十四号）及びその改正</p> <p>三 電気用品の技術上の基準を定める省令（昭和三十七年通商産業省令第八十五号）及びその改正</p> <p>四 電気用品の技術上の基準を定める省令第二項</p>	<p>一 フィリピン標準化法（共和国法第四千九百九号）及びその改正</p> <p>二 フィリピン消費者法（共和国法第七千二百九十四号）及びその改正</p> <p>三 フィリピン製品認証制度に関する省令千九百九十七年第一集及びその改正</p> <p>四 市場の監視及び取締りに関する省令二千二年第二集及びその改正</p>

<p>の規定に基づく基準についての経済産業大臣告示（平成一四・〇三・一三商第六号）及びその改正</p> <p>五 電気用品の技術上の基準を定める省令の取扱細則（昭和五十年五十資公部第九十二号）及びその改正</p>	<p>五 輸入商品許可制度に関する省令二千一年第五集及びその改正</p>
--	--------------------------------------

第二節 登録基準を定める関係法令及び運用規則

<p>日 本 国</p> <p>一 電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）及びその改正</p> <p>二 電気用品安全法施行令（昭和三十七年政令第三百二十四号）及びその改正</p>	<p>フ ィ リ ピ ン</p> <p>一 フィリピン標準化法（共和国法第四千九百九十四号）及びその改正</p> <p>二 フィリピン消費者法（共和国法第七千三百九十四号）及びその改正</p>
---	--

三 電気用品安全法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第八十四号）及びその改正

三 適合性評価機関の認定に関する省令千九百九十七年第六集及びその改正

四 試験所及び校正機関の認定に関する省令千九百九十五年第十三集及びその改正

第四節 登録当局

日本国	フィリピン
経済産業省又はこれを承継する当局	貿易産業省製品基準局又はこれを承継する当局